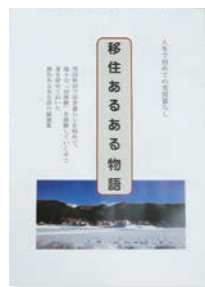


お知らせ Information

「移住あるある物語」発行

仙北市移住者の会代表である土屋和久さんが、首都圏から仙北市に移住して、初めての雪国の田舎暮らしを経験してきた中で思った“あるある話”をまとめた小冊子「移住あるある物語」を制作しました。



初めての土地に移住する人、故郷にUターン移住する人、移住者を受け入れる側の地域の人など、様々な形で移住にかかわる皆さまにとって何かしらのメッセージになれば幸いです。この冊子は、市役所各庁舎・出張所の窓口で配布しています。また、冊子に掲載しきれない移住あるある話を、YouTubeチャンネルで動画公開しています。こちらもぜひご覧ください。

【YouTubeチャンネル名】

カズおじい「移住あるある物語」

【問合せ】仙北市移住者の会

E-mail tazawakougouen@akjob.jp

3月 献血のお知らせ

3/3 日

病気やケガなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。

- ▶ 10:00～11:00
㈱今光学機械製作所
- ▶ 13:00～16:00
国土交通省 角館国道維持出張所

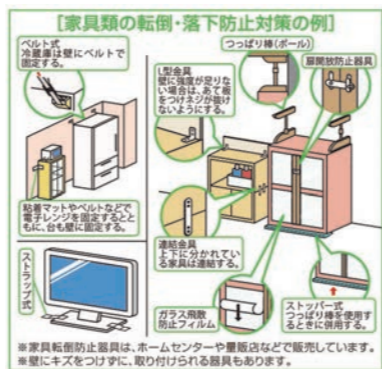
問合せ／仙北市保健課
☎43-2252

お知らせ Information

地震に備えて！

3月11日で東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災から10年を迎えます。あの日、地震の恐ろしさを実感させられた私たちですが、10年という年月を経て防災意識の薄れを感じている人もいます。今一度、地震への備えについて考えてみてはいかがでしょうか？

【地震に備えて家具類の転倒・転落・移動防止対策】地震では、倒れた家具などによって多くの人が負傷しており、亡くなった方もいます。地震はいつやってくるかわかりません。家具類の転倒・転落・移動防止対策をしましょう。



出典：東京消防庁 HP より

【引っ越しシーズンが家具類の転落・転倒・移動防止対策の絶好のタイミング】3月～4月は就職・進学・転勤による引っ越しや模様替えのシーズンです。家具や家電を移動するタイミングに合わせて、転落・転倒・移動防止対策をしましょう。

【火災の発生】地震が起こると、火災が発生することがあります。ストーブや水槽ヒーターなど、熱を発する器具に家具類が転倒した場合だけでなく、ストーブなどに家具類の収容物が落下することでも火災が発生する危険があります。

【避難障害】部屋の出入口付近や玄関までの通路に背の高い家具や重い家具を配置してしまうと、地震により転倒した家具が扉や窓を塞ぎ、逃げられなくなることがあります。安全な避難経路を確保するためにも、しっかりと家具を固定することや家具を置く向き、配置を工夫することも大切です。

【家具などの転落防止対策の方法】L字金具などを使用し、家具と壁をネジ留めする方法が、最も効果が高い方法ですが、壁に穴を開けられない場合には、ネジ留めが不要な対策器具を組み合わせて固定する方法もあります。

◆地震により建物に特別な被害がなくても家具の転倒により、逃げ遅れやケガを負った方も多数います。家具はただ倒れるだけではなく、棚の中の食器類が飛び出て散乱することや、大きな冷蔵庫が移動して電子レンジに当たり飛んでくることなど、日常では考えられない現象も起きます。予想外の事態が起こりうることを頭に入れ、いつ起きてもおかしくない地震に備えましょう。

【問合せ】角館消防署 予防班 ☎54-2302

お知らせ Information

令和2年分確定申告の申告・納付期限が延長されます
大曲税務署から申告書作成会場のご案内

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

【開設日時】2月1日 日～4月15日 日(土・日曜日・祝日などを除く) 9:00～17:00

【場所】大曲税務署2階会議室(大仙市大曲上栄町9-4) ※駐車可能台数に限りがありますので、来場される場合は、公共交通機関などをご利用ください。

【確定申告期限と納付期限(申告と納付期限の延長)】▶申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)、贈与税：4月15日 日 ▶申告所得税及び復興特別所得税(延納分)：5月31日 日 ※納税には、便利で安全な振替納税(口座振替)をぜひご利用ください。

【振替日(振替日の延長)】▶申告所得税及び復興特別所得税：5月31日 日 ▶消費税及び地方消費税(個人事業者)：5月24日 日 ※振替納税の場合、申告所得税及び復興特別所得税の延納制度は利用できません。

【その他】▶配布方法の詳細は、別途国税庁ホームページなどによりお知らせします。▶入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。▶ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

【問合せ】大曲税務署 ☎0187-62-2191

相談 Consultation

行政に関する相談ごとは
行政相談委員に

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け付け、皆さんと関係行政機関との間に立って、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。仙北市の行政相談委員は次の3人の方で、自宅でも相談を受け付けているほか、定例相談所を開設しています。

【行政相談委員】▶難波輝子 ☎43-0782
田沢湖生保内字水尻7 ▶大楽進 ☎53-2690 角館町七日町34 ▶新山敦晃 ☎47-2746 西木町西明寺字宮田18

【3月相談所開設日・場所】▶10日 日・市役所神代出張所 ▶17日 日・田沢湖総合開発センター ▶18日 日・角館交流センター ▶26日 日・市役所松木内出張所

【時間】13:00～16:00

【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111

相談 Consultation

仙北市社会福祉協議会
3月の心配ごと相談日

社会福祉協議会では、相談援助活動として心配ごと相談を行っています。お気軽にご利用ください。

【日時・場所】▶10日 日 13:00～16:00・市役所神代出張所 ▶11日 日 13:00～16:00・社会福祉協議会角館支所 ▶15日 日 10:00～12:00・紙風船館 ▶17日 日 13:00～16:00・田沢湖総合開発センター

【問合せ】仙北市社会福祉協議会 ☎52-1624

お知らせ Information

善意ありがとうございます

【仙北市社会福祉協議会へ寄付】

1月受付分、敬称略

- ◆佐藤元子(角館町山根町)
- ◆医療法人佐藤医院 理事長 高橋正浩
- ◆佐藤修二(角館東前郷字七ツ関)
- ◆黒澤文喜(生保内字武蔵野)

【仙北市内小学校へ児童用図書への寄贈】
敬称略

- ◆一般財団法人 秋田県教育関係職員互助会 理事長 安田浩幸

イベント Events

館藏品・寄託品展

角館町平福記念美術館では現在「館藏品・寄託品展」を開催しています。仙北市と関係の深い作家の作品を中心に展示しています。ぜひこの機会にご鑑賞ください。

【会期】2月21日 日～4月11日 日

【時間】《3月末まで》9:00～16:30(入館は16:00まで)

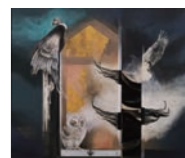
《4月1日から》9:00～17:00(入館は16:30まで)

【場所】角館町平福記念美術館

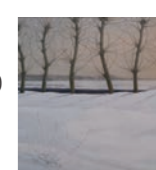
【入館料】《3月末まで》無料 《4月1日から》一般300円・小中学生200円 ※仙北市民は無料

【同時開催】常設展 平福穂庵・百穂展

【問合せ】角館町平福記念美術館 ☎54-3888



佐々木裕久
「幻視考 - window」



伊藤崇治「待春」



伊藤昇「風薫る」

お知らせ Information

4月納付分から協会けんぽ
の保険料率が変わります

協会けんぽは、主に中小企業の従業員とそのご家族の皆さまが加入する健康保険です。秋田支部の健康保険料率は、令和3年4月納付分から10.16%(現行10.25%)へ引き下げとなります。また、40歳から64歳までの方に対する介護保険料率は全国一律1.80%(現行1.79%)へと引き上げとなります。

皆さまの医療費にもとづいて算出される保険料率は、皆さまの健康への取り組みによって抑えることができます。まずは、病気の予防や健康保持のために年1回の健診を必ずお受けください。

【問合せ】全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 ☎018-883-1841

お知らせ Information

年金委員制度のご案内

日本年金機構では、公的年金制度と国民の皆さまとの橋渡し役を担っていただく、年金委員を募集しています。

年金委員は、厚生労働大臣の委嘱により、会社や地域において公的年金制度の啓発・相談・助言などの活動を行う民間協力員です。活動内容は、自治会や町内会での公的年金関連のパンフレットの配布や近隣の皆さまへの各種手続きの助言・相談です。活動に係る経費は日本年金機構が全額負担し、年金制度改正などの研修会に無料で参加することができます。

公的年金制度について広く国民の皆さまに知っていただく活動にご協力いただける方をお待ちしています。

【問合せ】大曲年金事務所 総務課 ☎0187-63-2296

お知らせ Information

介護保険事務所から
令和3年度(4月～)から介護保険制度の
ここが変わります！

【介護保険サービスを利用した時の料金が変わります】国が定めるサービスごとの料金(介護報酬)が変わるため、介護保険サービスを利用した時に支払う金額が変更されます。※4月以降の料金の詳細については、利用している介護サービス事業所に確認ください。

【介護保険料が変わります】65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、介護サービスに係る給付費の増加などにより増額が見込まれますが、低所得の方の保険料については、令和2年度と同様、消費税を活用した公費が投入されることで負担が軽減されます。※保険料額は前年の所得や住民税課税状況によって決定します。令和3年度の保険料額については、7月中旬にお知らせを送付する予定です。

【更新認定の有効期間が変わります】令和3年4月1日以降に要介護(要支援)認定の更新申請をした方で、認定結果が前回と同一要介護度と判定された場合、認定有効期間は原則で12か月、最大で48か月(現行36か月)まで延長になります。

【問合せ】介護保険事務所 ☎0187-86-3910(代表)